明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　一
○主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（農林水産五九）　七
〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁三八）　七
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件（同三九）　九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二七一）　一〇
○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学一二八、一二九）　一四
○重要無形文化財の保持者の追加認定の件（同一三〇）
○重要無形文化財の指定及び保持団体の認定の件（同一三一）
○選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（同一三二）
○選定保存技術の保存者の追加認定の件（同一三三）
○選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件（同一三四）
○重要無形文化財の保持者の認定が解除された件（同一三五）
○主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示（農林水産一五〇二）
○家賃債務保証業者登録規程の定めについて告示する件（国土交通八九八）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人中小企業基盤整備機構平成二十八事業年度財務諸表、日本放送協会落札、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二〇
会社その他
会社決算公告　二〇

省令

○厚生労働省令第百五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条並びに人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）第三条並びに第五条第二項及び第五項の規定に基づき、人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令

人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十条第一項中「第一条第一項」の下に「及び第二条から第四条まで」を、「人口動態調査票」の下に「及び市町村送付票、保健所送付票又は都道府県送付票（以下「調査票等」という。）」を、「の作成は、」の下に「それぞれ第六条の規定に基づく」を、「様式第五号まで」の下に「及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号」を加え、「場合には、作成をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する方法により行うことができる」を「方法により行う」に改め、同条第二項中「第二条の規定による人口動態調査票及び市町村送付票」を「前項の規定により作成された調査票等」に改め、「、第一条第一項の規定による人口動態調査票が前項の規定により作成された場合に限り」を削り、「使用してすることができるほか、前項の磁気ディスクを送付することにより行うことができる」を「使用して行う」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、「記録がされたとき」の下に「（保健所を設置する市にあつては、当該記録につき市長の確認を受けたとき）」を加え、「第二条の規定による人口動態調査票及び市町村送付票」を「調査票等」に改め、「保健所長」の下に「、都道府県知事又は厚生労働大臣」を加え、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による作成又は第二項の規定による送付をすることができない場合には、調査票等の書面又はその情報を記録した電磁的記録媒体（第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機で明確に判別できるように記録した物で、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の作成又は送付をもつて代えることができる。

第十条の二中「（磁気ディスクの送付に係る部分を除く。）、第三項又は第四項」を削り、「様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により前条第二項」を「同項」に改める。

第十条の三第一項中「（磁気ディスクの送付に係る部分を除く。）、第三項又は第四項」を削り、「及び」を「又は」に改める。

第十条の四中「第十条第二項」を「第十条第四項」に、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に、「はり」を「貼り」に改め、同条第三号中「及び」を「又は」に改める。

第十一条中「調査票」を「調査票等」に改める。